

STOP

DV・デートDV

配偶者や恋人などからの
暴力に悩んでいるあなた、
ひとりで悩まず
相談してください。

周りの人が悩んでいたたり、暴力に気付いたりしたら・・・
話をじっくり聞き、相談できる場所が
あることを教えてあげましょう。

はじめに…

DVを知っていますか？

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことを『DV(ドメスティック・バイオレンス)』と言います。「暴力」というと、「殴る」「蹴る」と言った**身体的な暴力**を連想しがちですが、下記のように**精神的暴力**や**性的暴力**などもDVに含まれ、多くの場合これらが複雑に絡み合い、繰り返し行われるという特徴があります。

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、たとえ配偶者や恋人であっても**絶対に許されません**。

DVの種類

身体的暴力

- 殴る、蹴る
- 凶器を突きつける
- 髪をひっぱる
- 首をしめる
- 引きずり回す
- 物を投げつける など

社会的暴力

- 実家や友人と付き合うのを制限したり、電話やメールを細かくチェックする など

精神的暴力

- 大声でどなる
- 何を言っても無視して口をきかない
- 人前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- 大切にしているものを壊したり、捨てたりする など

経済的暴力

- 借金を重ねる
- 生活費を渡さない
- 外で働くなど言う
- 仕事を辞めさせる など

性的暴力

- 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- いやがっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 避妊に協力しない など

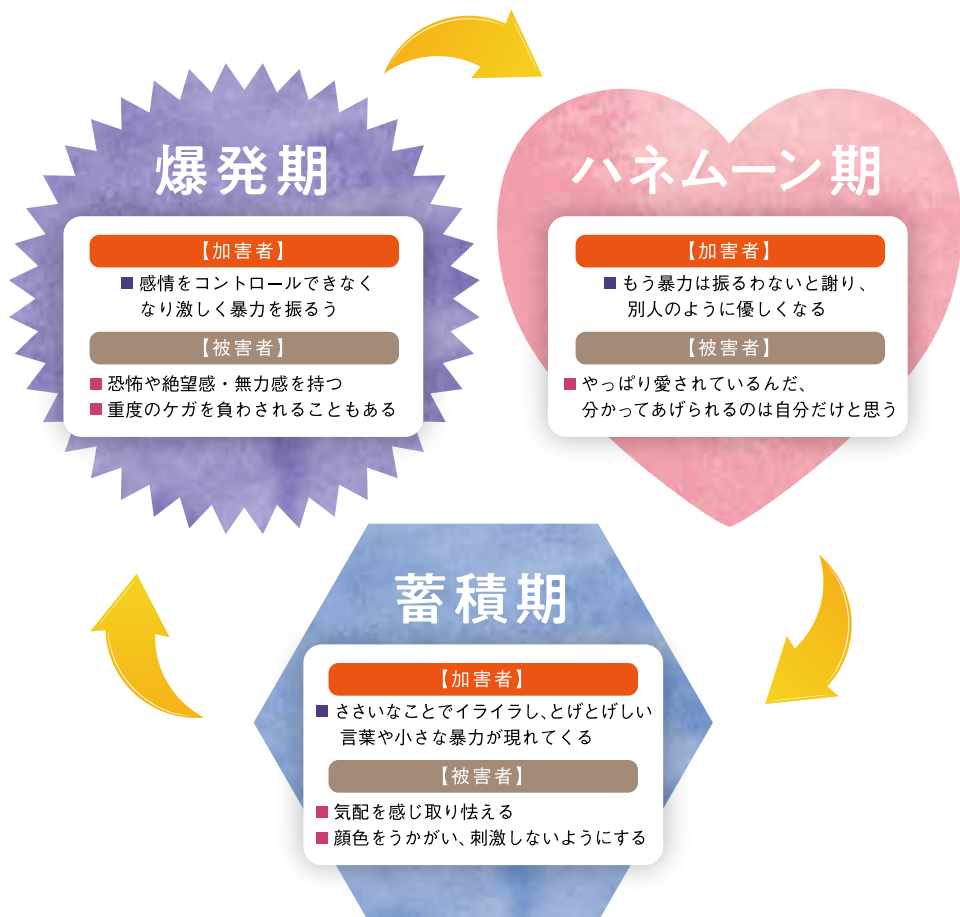
子どもを利用した暴力

- 子どもに危害を加えると言って脅す
- 子どもの前で暴力を振るう など

DVには サイクルがあります

DVには多くの場合、**サイクル**があります。暴力を振るった後に、一転して反省し優しくなったり、「もう二度としない」と謝ったりということを繰り返します。

DVのサイクルは速度をだんだん増していき、暴力の頻度が高まったり、深刻化したりする傾向があるため、**早期の発見・対応**が必要です。

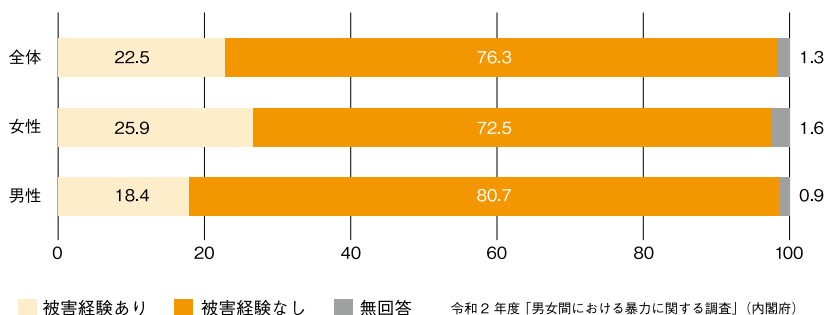


身近な問題…DV!

「DVは特別なもの」と考えている人も多いのではないのでしょうか。しかし、DVは私たちの身近に起こっている問題です。

内閣府の調査では、結婚経験のある女性の約4人に1人、男性の約5人に1人が配偶者から被害を受けたことがあると回答しています。女性だけでなく、男性も被害にあうことがあります。

これまでに配偶者から暴力被害を受けた人の割合



見えにくい…「DV」という問題

DVの多くは外から見えにくい親密な関係の中で発生するため、「家庭内の暴力」「男女間のもつれ」として扱われ、

- 1 潜在化・長期化しやすい
- 2 周りも気付かないうちに被害者の生命や身体に重大な危害が生じる可能性が高い
- 3 加害者に罪の意識が薄い

という特徴があります。

暴力が与える影響

DVは被害者だけでなく子どもにまで深刻な影響を与えます。具体的には、次のような問題があると言われており、大変重要な問題となっています。

ケガだけでなく・・・

被害者本人への影響

自分が意図しないのにある出来事が繰り返し思い出され、そのときに感じた苦痛などの気持ちがよみがえる。



体験を思い出すような状況や場面を意識的または無意識的に避け続ける。

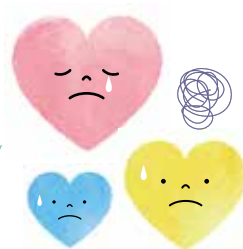
あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりする。

感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習してしまう。

子どもへの影響

子どもの成長や発達に重大な悪影響

DV加害者が虐待も同時に行っていることも。



子どもの目の前のDVは児童虐待。

DVへの思い込みがありませんか？

Q. 被害者はなぜ逃げられないの？



「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感から、家を出る決心がつかないこともあります。また、暴力を振るわれ続け心身共に傷つき、無気力状態に陥ったり、「いつか変わってくれるのではないか」という複雑な心理から逃げられなかったりする場合、経済的に今後の生活を考え逃げられない場合、そして子どもの安全や就学の問題が気にかかり逃げられないという場合もあります。さらに逃げる場合、仕事を辞めなければならなくなるなど、これまで築いた地域社会での人間関係など失うものが大きいことも逃げられない一因として考えられます。

A.

Q. DVと喧嘩は何が違うの？

喧嘩は対等な関係のパートナーとのぶつかり合いです。しかし、DVは、相手を一方的に支配し暴力を振るう行為です。常にビクビクし顔をうかがってしまうなど、相手に不安や恐怖を覚える関係は、対等な関係とは言えないかもしれません。

A.

Q 暴力を振るう人は . もともと乱暴な人なのでは？

加害者に**一定のタイプはありません**。DVは、特別な家庭や交際相手に起こると思われがちですが、実際にはそうではありません。加害者は年齢や職業、年収などもさまざまで、一定のタイプもありません。

普通の外の顔は穏やかで信用があるなど、暴力を振るっていることが周囲からは想像できない人も多くいるのです。

A.

Q 暴力を振るわれる方にも . 原因があるのでは？

どのような理由があっても、暴力は重大な人権侵害であり、**絶対に許されません**。加害者は自分の非を隠すために暴力を使うこともあり、暴力などたいしたことではないと過小に考える傾向があります。また、自分より立場の弱い者を支配・服従させるために、暴力という手段を選ぶこともあります。

A.

DVをなくすために…

DVに対する思い込みや「夫婦(恋人)」はこうあるべきという社会通念が、DV被害を助長する原因の一つにもなっています。DVをなくすためには、**私たち一人ひとりが「配偶者等からの暴力は絶対許さない！」**という意識をもつことが重要です！

DV防止法について

DVの防止と被害者の保護を図ることを目的とした法律（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）があります。配偶者だけでなく、**事実婚**や**元配偶者**（離婚前に暴力を受け、離婚後も暴力を受ける場合）、**同棲している**（生活の本拠を共にする）**交際相手からの暴力についても、この法律が準用されています。**DV防止法には以下のようなことが定められています。

一時保護

被害者の意思に基づき、緊急に保護が必要な場合は、一時的に専用の施設で保護を行います。

自立支援

職業紹介や職業訓練、公営住宅、生活保護や児童扶養手当の受給に関する情報提供を行い、自立を支援します。

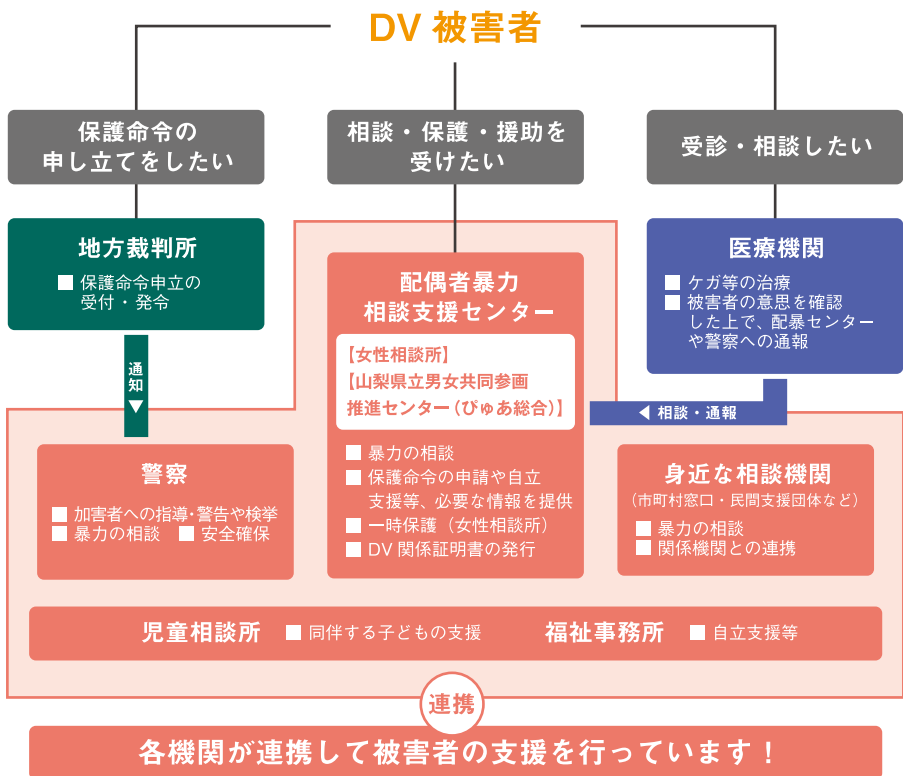
保護命令

被害者が、DVにより生命や心身に重大な危害を受ける恐れの大いとき、地方裁判所が加害者に対して発令する命令のことを保護命令と言います。保護命令には以下のものがあります。

- **接近禁止命令**…加害者が被害者やその親族の身辺をつきまったり、住居、勤務先等の付近を徘徊したりすることを禁止する命令。（期間は6ヶ月[※]）※R6.4.1より1年間に延長
- **電話等禁止命令**…加害者からの被害者本人に対する一定の電話、メールなど[※]を禁止する命令。（期間は6ヶ月、接近禁止命令が発令されている場合に限る）※R6.4.1よりSNS等の送信や位置情報の無承諾取得等が追加
- **退去命令**…加害者が被害者と共に住む住居から退去することを命じる命令。（期間は2ヶ月[※]）※一定の場合、申立により6ヶ月とする特例が追加

DVかなと思ったら… どんな支援が受けられるの？

各都道府県等の「配偶者暴力相談支援センター」では、配偶者暴力の相談や被害者の一時保護を行うほか、被害者を保護する「保護命令」などの支援が受けられます。



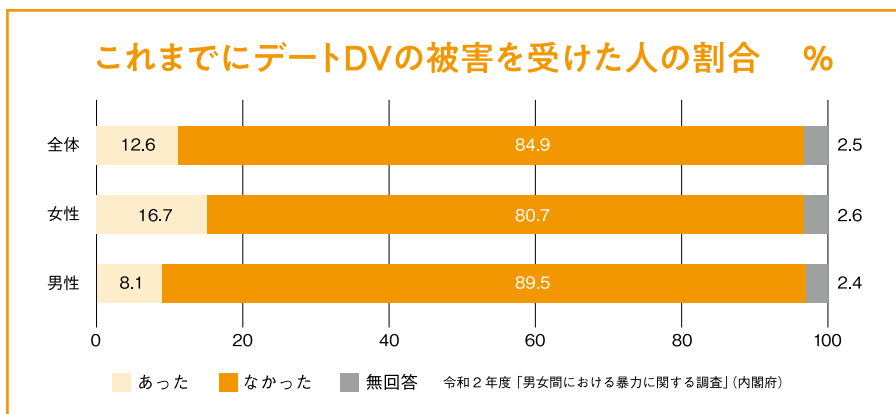
もし DV を受けている人を発見した場合は、
配偶者暴力相談支援センターに相談するか、
警察に通報してください！

デートDVとは…？

DVは配偶者間だけで起こるものではありません。主に高校生や大学生など10代から20代の若い世代の間でも「交際相手(恋人)からの暴力」が起きています。これを「デートDV」と言い、DVと同様に男性でも女性でも被害にあうことがあります。

デートDVはどれくらいあるの？

内閣府が行った調査によると、20歳以上の女性の約6人に1人、男性の約12人に1人が交際相手から被害を受けたことがあると回答しています。



デートDVチェック!

デートDVをされていないかな？

- 「バカ」「ウザイ」などいやな言い方をする。
- 相手を最優先にしないと、怒る。
- たびたび携帯に連絡して、行動をチェック。
- 怒ったとき、物に当たるなど怖いと感じるような態度・行動をとる。
- 携帯をチェックして、メッセージや連絡先を消せと命令したり、消したりしてしまう。
- 「好きならいいだろう」とあなたの気が進まないことをさせる。
- あなたの希望や考えを尊重しないで勝手に決める。

デートDVをしていないかな？

- 自分の意見に従わないと怒る。
- 他の人と仲良くしていると嫉妬して責める。
- 友人関係や行動、着る服などを指示するのは相手のためだと思う。
- 腹を立てて相手の目の前で物をたたいたり、壊したり、投げたりする。
- 自分自身の問題やイライラしていることを、相手のせいだと責めたことがある。
- 2人のことでも、相手の意見を尊重しないで、自分ひとりで決めることが多い。
- 相手を「自分のもの」だと思っている。

暴力のない対等な関係を築くために…

何があっても暴力は認めない

どんな事情があったとしても、暴力を振るっていいという理由にはなりません。暴力は「犯罪となる行為を含む重大な人権侵害」であることを認識しましょう。

自分のことを大切にする

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれすぎていませんか？自分らしさを大切にしましょう。また、自分の気持ち、身体を大切に、嫌なことには「NO」とはっきり言しましょう。

相手のことを尊重する

暴力は、相手の身体、心を傷つけるものです。相手の話をよく聞いて、意見をしっかりと受け入れましょう。相手への思いやり、相手を大切にすることを大事です。

あなたがDVに悩んでいたら

あなた自身が「これってDV？」と悩んでいたら、「自分も悪かったから仕方がない。」と我慢せずに相談してください。あなたやあなたの子どもの安全や将来のために、あなたには援助を求める権利があります。秘密は厳守されます。ひとりで悩まず、安心してご相談ください。

周りの人が悩んでいたら

話をじっくり聞き、「あなたは悪くない」と伝えてあげてください。相談内容が加害者に知られると大変危険なため、秘密を守りましょう。そして、「相談できる場所があること」を教えてあげてください。

×こんな言葉はNG×

「暴力を振るうのには、それなりの理由があるのでは？」

「それは愛されてる証拠では？」

「相手の言い分も聞いてみないと…」など

県内の相談機関一覧



ひとりで
悩まずご相談
ください。

配偶者暴力相談支援センター

女性相談所 ※DV相談は男性も可 (甲府市北新 1-2-12)	月～金	電話 9:00 ～ 20:00 面接 9:00 ～ 17:00	☎ 055-254-8635 (相談専用)
男女共同参画推進センターびゅあ総合 (甲府市朝気 1-2-2)	毎日 (第2・4 月曜日除く)	電話 9:00 ～ 17:00 面接 9:00 ～ 16:00	☎ 055-237-7830 (相談専用)

性暴力の相談

※平日 17:00～翌 9:00・土日祝は、国のコールセンターに繋がります。

やまなし性暴力被害者サポートセンター かいさばもこ	月～金 ※ (祝日を除く)	電話 9:00 ～ 17:00 ※	☎ #8891 または 055-222-5562
------------------------------	------------------	-------------------	-----------------------------

警察署 (ただし、緊急の場合は 110 番へ)

甲府警察署	☎ 055-232-0110	南部警察署	☎ 0556-64-0110
南甲府警察署	☎ 055-243-0110	笛吹警察署	☎ 055-262-0110
南アルプス警察署	☎ 055-282-0110	日下部警察署	☎ 0553-22-0110
甲斐警察署	☎ 0551-20-0110	富士吉田警察署	☎ 0555-22-0110
北杜警察署	☎ 0551-32-0110	大月警察署	☎ 0554-22-0110
鉾沢警察署	☎ 0556-22-0110	上野原警察署	☎ 0554-63-0110

人権相談 (女性の人権ホットライン)

甲府地方方法務局人権擁護課 (女性の人権ホットライン)	月～金	電話 8:30 ～ 17:15 面接 8:30 ～ 17:15	☎ 0570-070-810 (相談専用)
--------------------------------	-----	------------------------------------	--------------------------

法律相談案内

※相談は電話による事前予約制です。相談日は毎週火・金と第2月曜日です。

法テラス山梨	月～金	9:00 ～ 17:00	☎ 050-3383-5411
--------	-----	--------------	-----------------

児童相談所 (子どもに関する相談)

中央児童相談所	月～金	8:30 ～ 17:15	☎ 055-288-1561
都留児童相談所	月～金	8:30 ～ 17:15	☎ 0554-45-7838

心の健康相談

精神保健福祉センター	月～金	8:30 ～ 17:15	☎ 055-254-8644
------------	-----	--------------	----------------

DV 相談プラスでは、24 時間の電話・メール相談の他、
チャットによる相談も可能です。詳しくは QR コードより アクセス。



山梨県男女共同参画・共生社会推進統括官

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 電話：055-223-1358

発行：2023 年度